

令和 6 年以降の埼弓連諸事業実施にあたってのコロナ対策について

埼玉県弓道連盟
令和 5 年 11 月 11 日

令和 2 年（2020 年）に日本で初めての新型コロナウイルス感染者が報告されてからもうすぐ 4 年が経とうとしています。「弓道稽古のガイドライン（令和 5 年版）」（令和 5 年 2 月 25 日）を作成してからも約 9 か月が経過しました。この間、新型コロナウイルス感染症は 5 類に分類され、毎日の感染者数の発表も行われなくなりました。一方で、5 類移行後も第 9 波と考えられる感染拡大が起き、ウイルス変異株発生のおそれもあって今後の見通しは予断を許しません。

しかしながら、日本社会はコロナ禍の下での経験を踏まえながら、社会活動をコロナ禍以前の状態に戻すべく試行錯誤を繰り返しています。

埼玉県弓道連盟でも、令和 6 年度からはコロナ禍前のレベルでの大会開催を目指したいと考え、現在その方策を検討しています。今回は今後の諸活動をどのように行うべきかの基本を、あらためて会員のみなさまにお示しし、会員の安心安全の指針としたいと考え、「令和 6 年以降の埼弓連諸事業実施にあたってのコロナ対策について」を作成いたしました。

以下の考え方（①～③）のもとで、感染状況の変化にも対応し、各支部・各連盟・各会員が引き続き適切な感染対策に努めていただくことをお願いします。

- ① 事業の実施、稽古等においては会員の安全・安心を第一に考慮する。
- ② 感染対策の基本は、三密回避とマスクの適切な使用、手洗い・うがいである。
- ③ 感染状況は地域による違いもあり、日々変わるものもある。従ってその時々の状況を踏まえながらその都度、対策を検討しながら活動を行わなければならない。支部・連盟・会員それぞれが、指示を待つのではなく自主的に考えることが重要である。

【 基本原則 】

- ・埼弓連主催の競技会等においては令和 6 年度はコロナ禍前のレベルの参加者数を目指す。
- ・埼弓連主催の競技会・講習会・審査会については現在行われている「指針」を基本としながらも、状況の変化に応じて各専門委員会が実施内容をその都度検討する。
- ・公的施設における支部・各連盟の事業・稽古においては、管理者が定める条件を守りながら、弓道連盟としてどのような感染対策が妥当かを検討する。

- ・以下に該当する者は事業への参加を避ける。
 - ① コロナ陽性者（陽性後一定期間後に陰性が確認されない場合を含む）
 - ② 「濃厚接触者」として感染が疑われる者で陰性が確認されない者
 - ③ 体調がよくない場合（発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、味覚障害などの症状がある場合）
- ・道場でクラスターを発生させないため、各連盟は引き続き必要と思われる対策を行う。（参加者名簿の作成、消毒液の設置等）
- ・会員から感染者が出た場合は、それがクラスターの発生につながるかどうかを責任者が判断し、必要な連絡および対策をとる。
- ・会食等は感染状況を見ながら、実施可否の判断をする。

【各支部・各道場での事業実施における注意点】

各支部、各道場での事業については、以下の点をふまえて実施する。

- ① コロナ禍の下で作成した埼弓連ガイドライン（令和5年版）及び各種手引きを参考にしながら、その時々の感染状況に応じて事業を行う。
- ② 三密を避け、行射以外の場ではマスクを着用することを奨励する。
- ③ うがい、手洗い、手指消毒等の基本的感染対策を励行する。
- ④ 参加者の健康観察を行う。
- ⑤ 主催者は参加者の中から感染者が発生した場合の対応を事前に確認しておく。
- ⑥ 初心者教室（弓道教室）開催にあたっては、「コロナ禍における弓道教室の手引き」を参考にする。

コロナ禍は我々の社会の強さも弱さも明らかにしました。今後も新型コロナだけではなく様々な感染症に対する対策をとつての生活が続くと言われています。

会員の命と健康を守るのは会員の自覚と行動以外にはありません。私たちの自覺的な行動により、弓道の世界を守り、未来へ続く一歩を歩んでいきましょう。

迷った時には必ず周りの者と相談して下さい。